

# 清水町国土強靱化地域計画

令和3年3月

清水町

## 目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
第2章 町の地域特性	2
1 町の沿革と地勢等	2
(1) 町の沿革	2
(2) 町の地勢等	2
(3) 地形の特徴	2
(4) 地質の概要	2
(5) 気候	2
2 人口動態等	3
(1) 人口の推移	3
ア 総人口の推移	3
イ 年齢3区分別人口の推移	3
(2) 就業者数の状況	4
3 過去の災害と想定	6
(1) 過去の災害	6
(2) 本町で予想される災害	6
ア 地震	6
イ 風水害	7
ウ 土石流、地すべり、がけ崩れ	7
エ 火災	7
オ 原子力災害	8
カ 複合災害・連続災害	8
4 町民アンケートの結果	9
(1) 町民アンケート結果の概要	9
第3章 町の地域強靱化に向けた基本目標等	11
1 地域強靱化の基本目標	11
2 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	11
3 地域強靱化を進める上での基本的な方針	13
(1) 基本的な方針	13
(2) 地域強靱化に取り組む姿勢	13
(3) 効率的な施策の推進	14
(4) 適切な施策の組合せ	14

(5) 地域の特性に応じた施策の推進	14
第4章 施策ごとの推進方針	15
第5章 計画の推進と見直し	20
1 計画の推進と進捗管理	20
2 計画の見直し	20
3 町の他の計画等の見直し	20

## 第1章 基本的な考え方

### 1 計画策定の目的

本町では、近年、静岡県内で発生した災害において、大きな被害は受けていない状況である。しかし、2019(令和元)年の台風19号(令和元年東日本台風)においては、人的被害はなかったものの、河川の増水や倒木、家屋の浸水などの被害が発生している。

また、本町では、静岡県に著しい被害を発生させる恐れがある地震・津波として、その発生の切迫性が指摘されている東海地震(M8クラス)などがあり、本町における第4次地震被害想定による報告では、甚大な人的及び物的被害が起こることが想定されている。

さらに近年では、台風の大規模化、集中豪雨などによる災害が全国的に発生していることから、災害に向けた防災・減災対策が急務となっている。

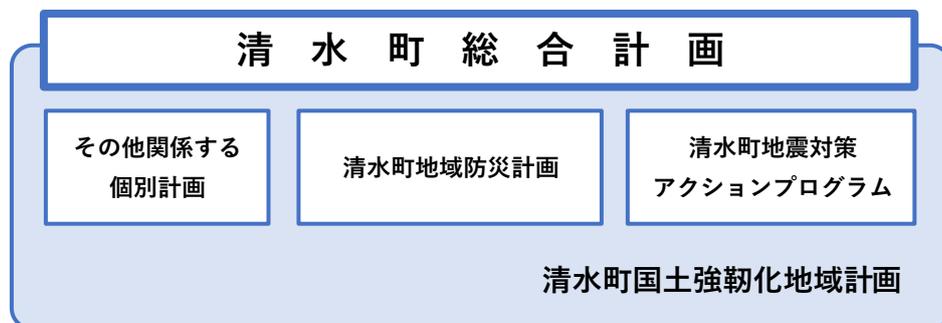
一方、国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「法」という。)が制定されている。さらに、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、「国土強靱化基本計画」が平成26年6月に閣議決定され、取組を推進している。

これらの状況を踏まえ、本町においても、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「清水町国土強靱化地域計画」を策定するものである。

### 2 計画の位置付け

本計画は、法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として定めるものとし、国土強靱化に係る町の計画等の指針であるとともに、清水町総合計画及び各種個別計画の下支えとなる計画とする。

また、災害対策基本法に基づき本町で想定される災害種別ごとに、災害復旧、応急対策等、災害に係る業務・事務について総合的に定めた清水町地域防災計画等を踏まえ、災害リスクを特定・評価し、それに対応する施策を位置付け推進する。



## 第2章 町の地域特性

### 1 町の沿革と地勢等

#### (1) 町の沿革

本町は、明治22年に伏見村外11か村と徳倉村が合併し清水村が誕生し、その後、昭和38年に人口12,379人の清水町が誕生し、現在に至っている。

#### (2) 町の地勢等

本町は、静岡県東部の伊豆半島の付け根に位置している。東西を三島市・沼津市に、南北を沼津市・長泉町に境を接し、東経138度53分、北緯35度05分に位置し、ほぼ南北に長い楕円形を成している。

また、国道1号が町の北部を通過、東名高速道路沼津I.C.やJR東海道新幹線三島駅に近く、広域的な交通の利便性に富むと同時に、町の中央部には日量約110万tの湧水量を誇る柿田川が流れ、温暖な気候に恵まれた緑と清流の美しい町である。

東西は2.7km、南北4.54km、面積8.81km<sup>2</sup>、人口32,034人、人口密度3,636人/km<sup>2</sup>である。(2021年3月1日現在、住民基本台帳人口)

#### (3) 地形の特徴

町の南側に標高256mの徳倉山、標高75mの本城山がある以外は、ほぼ平坦な地形であり、町の中央部には日本三大清流の1つである柿田川が国道1号沿いから湧き出し、伊豆の天城山に源を発する狩野川に合流している。

#### (4) 地質の概要

天城山腹を源流とする狩野川によってたい積されたはんらん(氾濫)平野と、富士山火山腹を源流とする黄瀬川によってたい積された火山山麓扇状地とが合成されてきた地形である。

地質的には、北部が完新世の砂れき質地盤であるほか、泥砂れき質地盤が主となっている。

#### (5) 気候

本町の気候は、年間を通して温暖であり、年間の平均気温は17.1度、年間降雨日数は114日、年間降雨量は2,014mm、平均風速は2m/秒、最高気温は35.6度、最低気温は-2.1度である。(2020年の値)

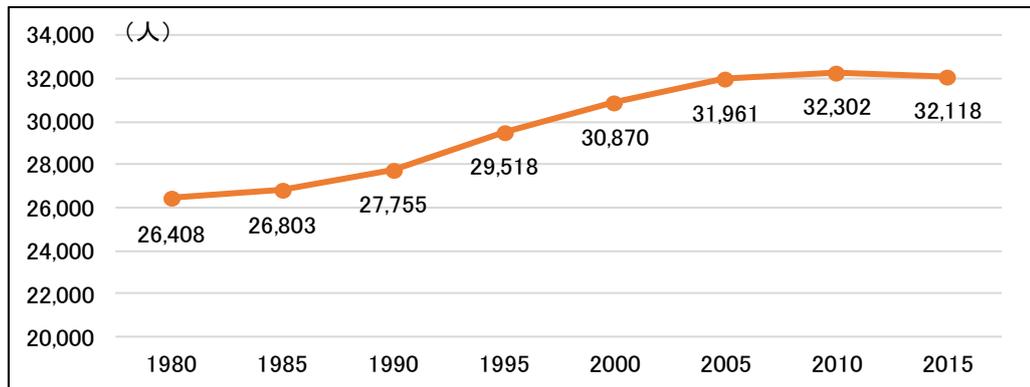
## 2 人口動態等

### (1) 人口の推移

#### ア 総人口の推移

5年ごとの国勢調査に基づく本町の人口は、2015年には32,118人で、5年前(2010年)と比較すると184人(0.6%)の減少となっている。国勢調査による人口は増加基調が続いていたが、直近では初めて減少に転じている。

図 1-1 国勢調査による人口の推移



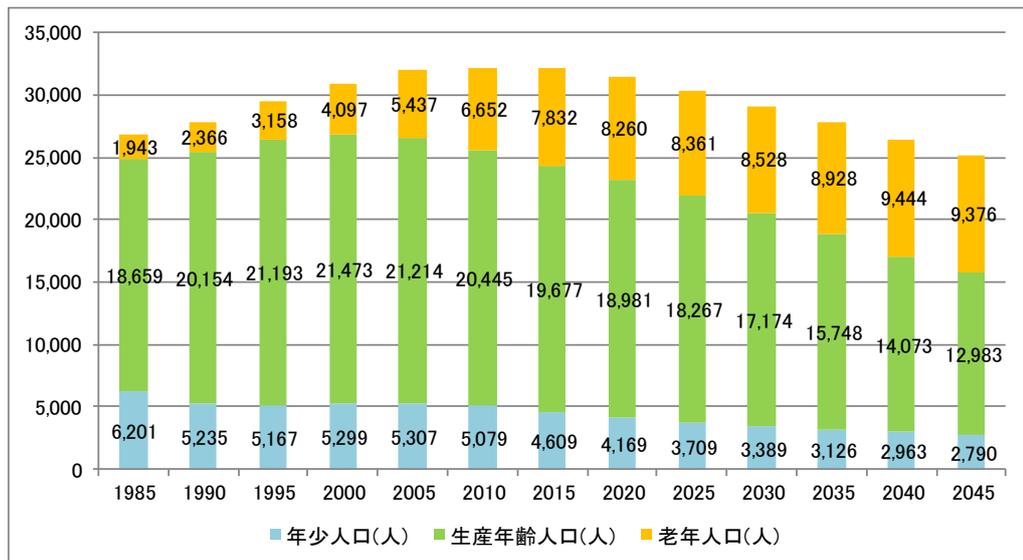
(出典：「国勢調査」)

#### イ 年齢3区分別人口の推移

年少(14歳以下)、生産年齢(15～64歳)、老年(65歳以上)の3区分による人口推移(2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計)をみると、本町の2015年の生産年齢人口は19,677人(全体の61.3%)、老年人口は7,832人(同24.4%)となっている。2010年以降の5年間で、生産年齢人口は768人減少、全体に占める割合は2.2ポイント低下したのに対し、老年人口は1,180人増、3.7ポイント上昇している。

この傾向は今後も継続が見込まれ、2045年には生産年齢人口12,983人(全体の51.6%)に対し、老年人口は9,376人(同37.3%)になると見込まれる。すなわち、人口規模の縮小と並行して、人口の高齢化が着実に進行することが予想される。

図 1-2 年齢 3 区分による人口の推移



(出典：「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」。  
なお、2010年までの値は年齢不詳者を除く。)

(2) 就業者数の状況

国勢調査による 2015 年の産業別就業者数は、合計 16,174 人となっている。また、単独の産業で割合が高いのは「製造業」と「卸売・小売業」で、2 業種の合計で全体の 40.0% を占めているが、2005 年以降では就業者数、割合とも低下が見られる。

一方で、「医療、福祉」における就業者数、割合の上昇が目立っている。

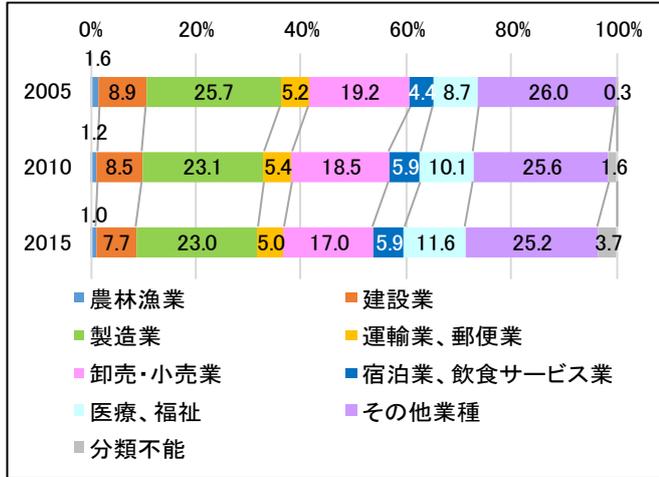
この割合（2015 年）を周辺市町と比較すると、本町は「農林漁業」の割合は周辺市町より低い、「卸売・小売業」の割合は最も高くなっている。また、「医療、福祉」、「運輸業、郵便業」の割合も相対的にやや高くなっている。

図2-1 就業者数の推移

(人)	2005	2010	2015
農林漁業	255	191	166
建設業	1,463	1,368	1,240
製造業	4,216	3,716	3,712
運輸業、郵便業	859	865	812
卸売・小売業	3,151	2,979	2,754
宿泊業、飲食サービス業	729	954	948
医療、福祉	1,424	1,625	1,869
その他業種	4,267	4,113	4,069
分類不能	43	261	604
合計	16,407	16,072	16,174

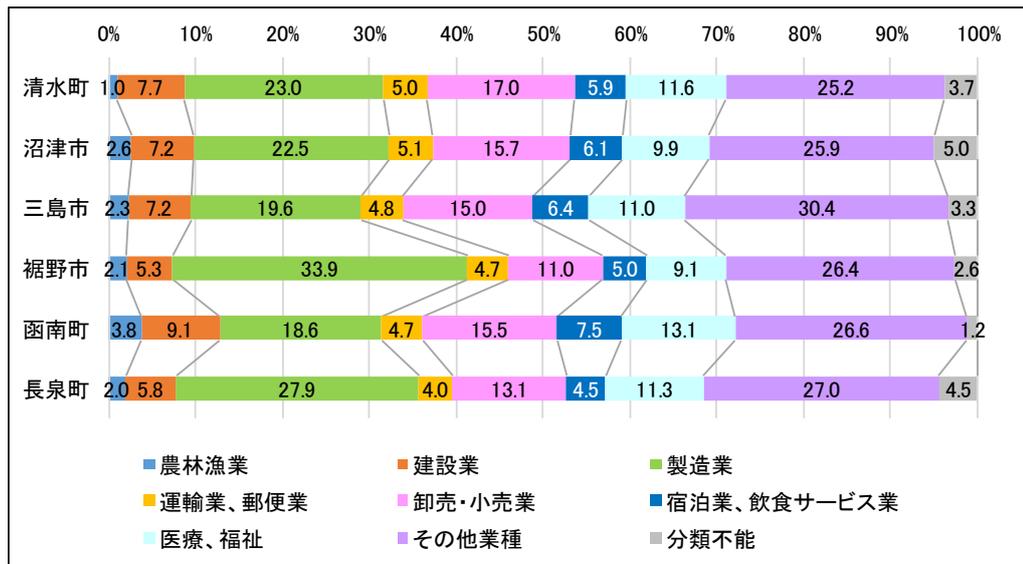
(出典：「国勢調査」)

図 2-2 就業者数の割合の推移



(出典：「国勢調査」)

図 2-3 就業者数の割合（2015年、周辺市町との比較）



(出典：「国勢調査」)

### 3 過去の災害と想定

#### (1) 過去の災害

静岡県における近年の大地震は以下のとおりである。

名称	時期	地震の規模
安政東海地震	1854(嘉永7)年	M8.4
関東地震	1923(大正12)年	M7.9
北伊豆地震	1930(昭和5)年	M7.3
静岡地震	1935(昭和10)年	M6.4
東南海地震	1944(昭和19)年	M7.9
伊豆半島沖地震	1974(昭和49)年	M6.9
伊豆大島近海地震	1978(昭和53)年	M7.0
駿河湾の地震	2009(平成21)年	M6.5
静岡県東部の地震	2011(平成23)年	M6.4

また、風水害としては、1958(昭和33)年の台風第22号(狩野川台風)や1974(昭和49)年の台風第8号(七夕豪雨)がある。

#### (2) 本町で予想される災害

##### ア 地震

地震については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生している。内陸では、糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。

とりわけ静岡県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8.0クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854(嘉永7)年の安政東海地震発生後、160年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、平成8年10月の川根町(現島田市川根町)直下を震源とするM4.6の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が

設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

今世紀前半には、前回発生から 100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、静岡県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の第一次報告によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波)では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。

このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

本町における第4次地震被害想定等の被害想定の詳細については、別途「清水町地域防災計画(地震対策編)」において記載している。

#### イ 風水害

町内を横断する主要河川は河川整備を進めているが、気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予想されない事態によって起こるものであって、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。梅雨時、秋雨時に前線活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的豪雨による災害、台風接近又は上陸による暴風雨災害、またこれら豪雨による内水氾濫による浸水被害が予想される。

#### ウ 土石流、地すべり、がけ崩れ

町内で指定されている土砂災害警戒区域には、土石流の被害の恐れがある場所が2箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域には、急傾斜地の崩壊の恐れがある場所が18箇所ある。大雨時、地震時には被害が予想され、十分な警戒が必要である。

なお、徳倉地区には、山腹崩壊危険地区が8箇所指定されている。

#### エ 火災

都市化による中高層建築物の急増、生活様式の多様化、危険物の保有施設の増加などにより火災の様相も複雑化し、消火の困難性とあいまって、多数の人命が脅かされるおそれがある。

#### オ 原子力災害

原子力災害については、中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。県では、国の原子力規制委員会の指針と、同委員会が公表した拡散シミュレーション結果を踏まえ、浜岡原子力発電所から半径約31km圏内を原子力災害対策重点区域と定めた。

なお、過酷事故により、放射性物質が大量に大気環境に放出された場合には、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性があること、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮し、必要に応じ、原子力災害対策重点区域外についても、区域内と同様な原子力災害対策を実施するものとしている。

#### カ 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本町の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、1707(宝永4)年10月28日に宝永地震(M8.6)が発生し、その49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

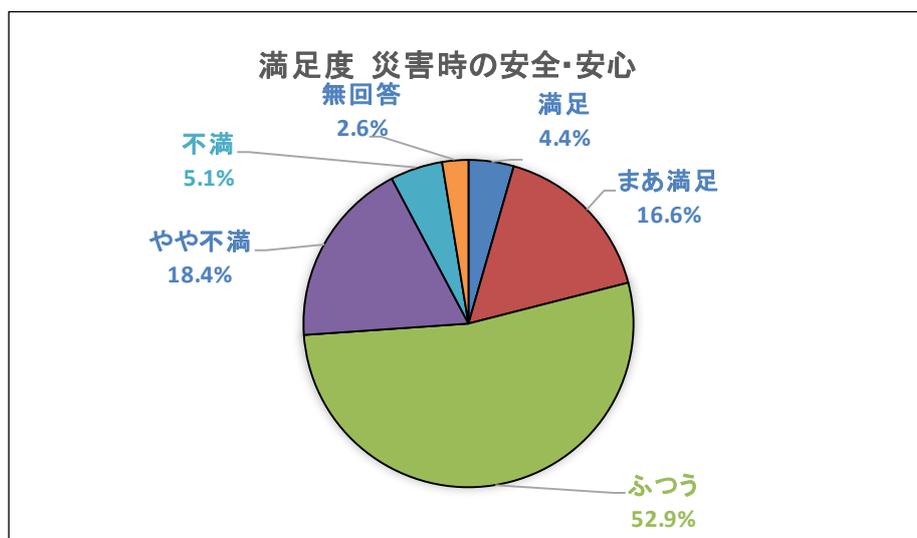
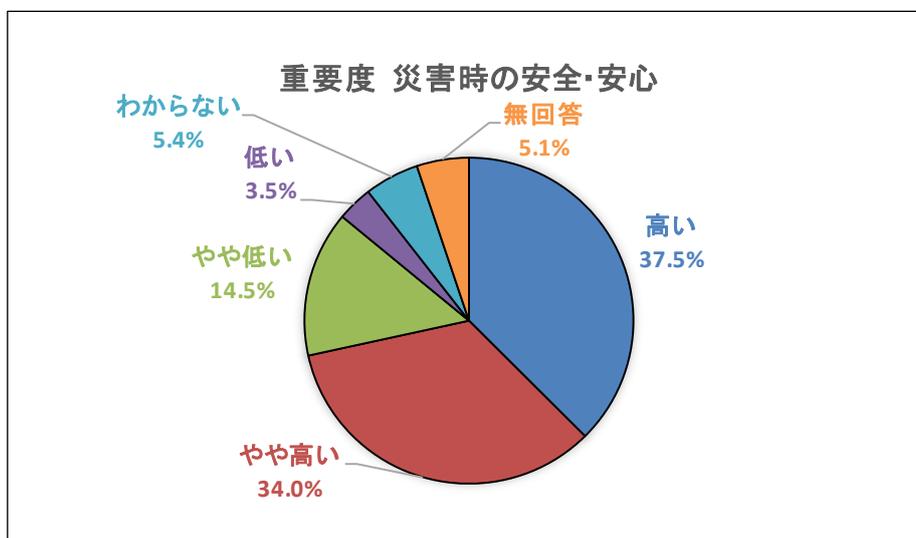
#### 4 町民アンケートの結果

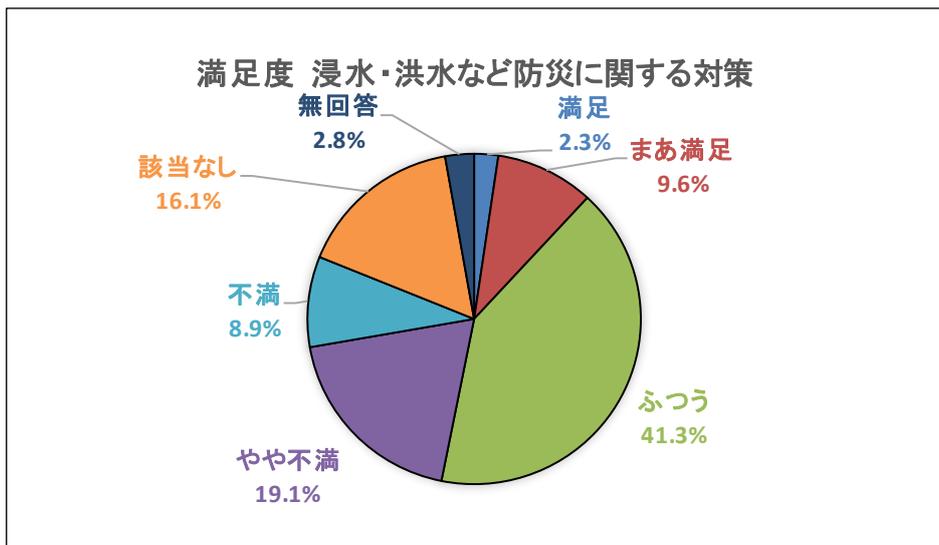
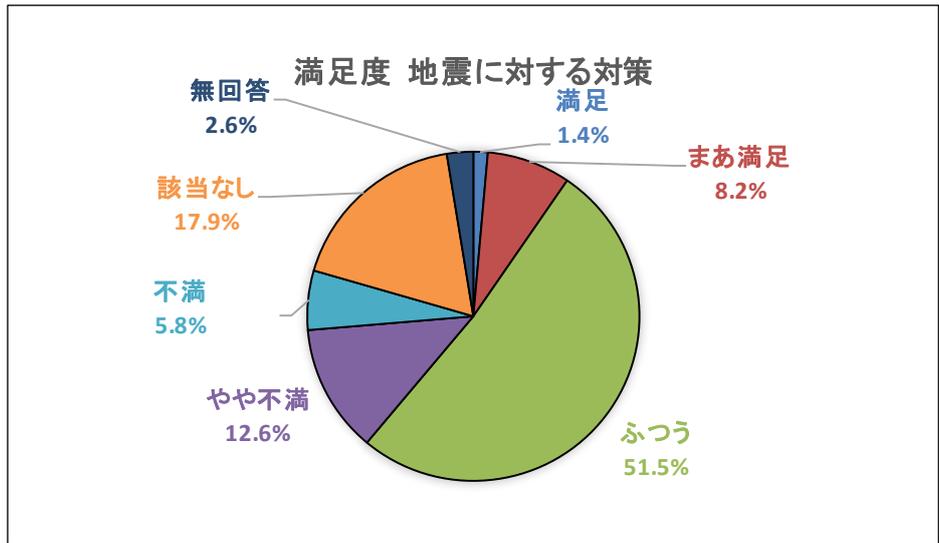
##### (1) 町民アンケート結果の概要

令和元年度に、本町の今後のよりよいまちづくりに生かすためのアンケート調査を実施した。(調査期間：令和元年11月13日(水)～12月3日(火)、対象者：本町在住の16歳以上の男女から無作為に1,000人抽出、回答者：429人)

その結果、災害時の安全・安心に対する重要度については、7割以上が「高い」と回答し、災害に対する意識が高いことを示している。

一方、災害時の安全・安心、地震に対する対策、浸水・洪水など防災に関する対策に対する満足度については、2割程度の「満足」であるが、いずれも「普通」が4～5割を占めている。





### 第3章 町の地域強靱化に向けた基本目標等

#### 1 地域強靱化の基本目標

本町は、地域強靱化を推進するため、以下の4つを「基本目標」とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

#### 2 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本町の4つの基本目標を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と36のリスクシナリオを以下のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-4	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
		2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道施設の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
		6-6	被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生

7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-3	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
9	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

### 3 地域強靱化を進める上での基本的な方針

#### (1) 基本的な方針

本町の強靱化を進める上で、「国土強靱化基本計画」による国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、これまでの災害から得られた経験を最大限に生かすとともに、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進する。

#### (2) 地域強靱化に取り組む姿勢

ア 本町における強靱化を損なう根本となる原因について、様々な側面から分析することにより、対策を講じる。

イ 各地域の多様性を再構築するとともに、地域間の連携を強化する。

ウ 時間管理による概念を持ち、長期的な視野を持ちながら計画的な取組に当たる。

(3) 効率的な施策の推進

ア 限られた財源の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮するとともに、地域住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、施策の重点化を図る。

イ 限られた財源の有効活用のため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 適切な施策の組合せ

ア 地域の状況や災害へのリスク等に応じ、ハード対策（施設整備等）とソフト対策（訓練や防災に対する教育等）を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進する。

イ 国、地方公共団体、住民及び事業者等が連携するとともに、役割分担して施策に取り組む。

(5) 地域の特性に応じた施策の推進

ア 環境との調和、自然との共生及び景観の維持に配慮する。

イ 高齢者、子ども、障がい者及び外国人等に配慮する。

ウ 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。

#### 第4章 施策ごとの推進方針

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
  - 1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
    - ア 家具類の固定の促進
    - イ 特定天井を有する施設における対策の実施
    - ウ 公共建築物の補修、長寿命化の推進
    - エ 消防団員の確保及び体制強化
    - オ 住宅、建築物等の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）
  - 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
    - ア 洪水ハザードマップの周知
    - イ 排水や雨水等の低水質水の利用の促進
  - 1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
    - ア 土砂災害ハザードマップの周知
  - 1-4 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
    - ア 災害情報等の住民への早期伝達
    - イ 自主防災会役員をはじめ住民の防災意識の向上
    - ウ 防災訓練の実施
    - エ 幅広い年齢層の訓練への参加の促進
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
  - 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
    - ア 非常用物資の備蓄
    - イ 物資供給体制の充実・強化
    - ウ 学校にとどまる児童・生徒のための食料・飲料水の備蓄
  - 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
    - ア 道路後退用地の取得の推進による町道拡幅整備
  - 2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
    - ア 警察、緊急消防援助隊、自衛隊、DMATなどの支援受け入れ体制の整備
    - イ 自主防災会の資器材の充実や研修・訓練による体制の強化

- 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
  - ア 救護所、避難所等への自家発電の整備及び燃料の確保
  - イ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化
  
- 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足
  - ア 帰宅困難者（観光客含む）への適切な情報提供体制の整備、情報提供の実施
  
- 2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
  - ア 防災ヘリコプターの連携体制の確保
  - イ 緊急輸送路及び災害時の迂回ルートとなる町道の整備
  - ウ 道路後退用地の取得の推進による町道拡幅整備
  - エ 救護所の医療救護体制の強化
  
- 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
  - ア 感染症予防を含めた医薬品の備蓄
  - イ 感染症への意識向上、対応策の強化
  - ウ 予防接種の接種体制の確保
  
- 2-8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
  - ア 避難所運営マニュアルの見直し
  - イ 避難所の環境改善の推進
  - ウ 動物救護体制の整備
  
- 2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
  - ア 緊急輸送路等の整備・道路施設の耐震対策及び道路付属物の点検強化
  - イ 道路啓開体制の整備
  - ウ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化
  
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
  - 3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
    - ア 各課業務継続計画（BCP）の実施
    - イ 定期的な想定訓練の実施
    - ウ 公共施設の電気設備及び空調等設備の適正な管理の推進

- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
  - 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
    - ア 防災拠点における非常用電源、燃料の確保
  - 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
    - ア 多種多様な情報伝達ツールの整備
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
  - 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
    - ア 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進
  - 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
    - ア 県と連携した燃料供給体制の構築
  - 5-3 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止
    - ア 緊急輸送路等の整備・道路施設の耐震対策及び道路付属物の点検強化
    - イ 緊急輸送路等の周辺対策の実施
    - ウ 道路啓開体制の整備
    - エ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化
  - 5-4 食料等の安定供給の停滞
    - ア 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
  - 6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
    - ア 企業の業務継続計画策定の促進
  - 6-2 上水道の長期間にわたる供給停止
    - ア 災害時の応急給水体制の確保
  - 6-3 下水道施設の長期間にわたる機能停止
    - ア 下水道施設の耐震化等の実施
    - イ スtockマネジメントに基づく下水道施設の適正な管理の推進

- 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
  - ア 緊急輸送路等の代替えとなるルートの検討及び道路整備
  - イ 緊急輸送路等の周辺対策の実施
  - ウ 道路啓開体制の整備
  - エ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化
  
- 6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
  - ア 応急仮設住宅、応急借り上げ住宅棟、被災者の住宅の支援
  
- 6-6 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生
  - ア 遺体収容所の適切な運営の促進
  - イ 災害ボランティアの円滑な受入れ支援
  - ウ 被災者の健康支援体制の整備
  
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
  - 7-1 市街地での大規模火災の発生
    - ア 空き家対策の実施
    - イ 消防団員の確保及び防災資器材の整備充実
  
  - 7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
    - ア 遊休農地の解消の促進
  
  - 7-3 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
    - ア 観光業、農産物等の安全性の情報発信の実施
  
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
  - 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
    - ア 災害廃棄物処理計画の見直し
    - イ 廃棄物仮置き場の確保
  
  - 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
    - ア 公共事業の持続的な担い手の確保

- 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
  - ア 地域における共助の推進
  - イ 災害ボランティアとの連携
  
- 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
  - ア 緊急輸送路等の整備
  - イ 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進
  
- 8-5 広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
  - ア 排水機場の整備
  
- 8-6 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
  - ア 罹災証明書の迅速な発行体制の確保
  - イ 生活再建制度等の周知
  - ウ 雇用に関する補助制度による支援
  
- 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
  - 9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下
    - ア “ふじのくに” フロンティアを拓く取組の推進

## 第5章 計画の推進と見直し

### 1 計画の推進と進捗管理

本計画の推進にあたっては、国、県、関係団体、町民、民間事業者等と連携し、効果的な施策の実施に努めるとともに、定期的に進捗管理を行い、必要に応じて目標や取組手法等の見直しを図る。

### 2 計画の見直し

本計画は、町総合計画と整合を図るため、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行う。

また、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

### 3 町の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る町の計画等の指針であることから、本町における地域防災計画や国土強靱化に関する他の個別計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本とし、必要に応じて修正等を行う。